

## **[事案 22-52] 契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 23 年 5 月 6 日 和解成立

### **<事案の概要>**

証券会社を窓口にて 2 本の変額個人年金に加入したが、その際に年金受取開始日の変更について虚偽説明があったとして契約無効、既払込保険料返還を求め申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 9 月、証券会社職員（募集人）から保険料一時払の変額個人年金保険の提案を受けて 2 つの同保険に加入した際、年金受取開始日が 90 歳であったが、募集人より、年金受取開始日はいつでも変えられるとの説明を受け申込みを行った。

その後、年金開始日の 82 歳への変更を申し出たところ、運用期間が 10 年以上経過しなければ開始日は変更できない契約であったことが判った。納得できないので、募集人が説明したとおり、年金開始日を現時点で 82 歳に変更してほしい。（申立書受理後、申立人からは、誤説明による契約無効、支払った保険料の全額返還に請求内容を変更する旨の申出があった）

### **<保険会社の主張>**

下記理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 募集人の申立契約にかかる募集行為において、不適切な募集行為（虚偽説明）は見当たらず、申立契約は申立人のニーズに合致した商品である。
- (2) 当局より認可を受けた事業方法書にもとづく取扱いのため、年金受取開始日の変更について、申立人の請求通りの取扱いをすることはできない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人が、一時払保険料の返還を求める法的な根拠は必ずしも明らかではないが、①消費者契約法 4 条 1 項 1 号（不実告知）、②詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）、③錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと解し、申立書、答弁書等書面および申立人および募集人からの事情聴取の内容にもとづき、下記のとおり審理した。

#### **1. パンフレットの記載**

申立契約の勧誘に、パンフレット等の資料が使用されたことは、申立人も事情聴取において認めているが、パンフレットには、年金受取開始日の繰上げ（短縮）について、「運用（積立）期間を 10 年超に設定している場合に、契約日から変更後の年金受取開始日までの期間を 10 年まで繰上げすることができます」と記載されている。

#### **2. 虚偽説明の有無について**

下記のとおり、募集人が申立契約を勧誘するに際し、重要事項について事実と異なることを告げたとは認められず、消費者契約法 4 条 1 項 1 号に基づく取消しは認められない。また、募集人に詐欺（人を欺罔して錯誤に陥らせる行為）があったと認めることもできず、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）も認められない。

- (1) 変額個人年金保険を募集するのに、募集担当者が、パンフレットなどの書面を使用せずに商品内容を説明することは困難と思われること、また、これら書面に則して説明

するのが一般的であって、書面の記載から明らかな事柄について、その記載と異なる説明をすることは通常考えられないことからすると、本件においても、特段の事情がない限り、募集人は、パンフレット等の書面に則した説明をしたと推認するのが合理的といえる。

- (2) そして、募集人が、虚偽の説明をしたと認めることができる証拠は、申立人の供述しなく、他に上記推認を覆す特段の事情は見当たらないので、募集人が虚偽の説明をしたと認めることはできない。

さらに、仮に、申立人に錯誤が認められたとしても、それが民法 95 条の錯誤といえるためには、「要素の錯誤」が認められる必要がある。しかし、年金受取開始日をいつでも変えることができることが、通常人にとって、申立契約の締結を左右する事情とは認められない。よって、申立人の錯誤を、「要素の錯誤」と認定することはできず、錯誤無効（民法 95 条）の主張も認められない。

### 3. 和解の検討

当審査会としては、下記理由により、本件は和解による解決が望ましいと考え、和解案を作成し、生命保険相談所規程第 41 条 1 項を適用し、裁定書により同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立契約の変額個人年金保険の年金受取開始日は、契約日の 1 年後から被保険者が 90 歳となる年数まで、1 年単位で設定することができ、一度設定した年金受取開始日について、繰下げ（延長）または繰上げ（短縮）ができるものとされている。繰下げは、被保険者が 90 歳になるまでの契約応当日まで繰下げることができ、繰上げは、運用（積立）期間を 10 年超に設定している場合に契約日から変更後の年金受取開始日までの期間を 10 年まで繰上げることができる。
- なお、繰上げをした場合には、特別勘定ではなく一般勘定で運用する年金となる。
- (2) 申立人は、72 歳の時に申立契約を締結しており年金受取開始日は最長の 90 歳にしているが、年金受取開始日を最長の 90 歳とする申立契約を勧誘することは、特段の問題はないといえる。
- (3) もっとも、申立人は募集人に対し、年金受取開始日の繰上げ（短縮）について、申立契約の申込日とその翌日に質問していたことが認められるが、この事実からは、申立人が自ら年金を受取ることがあるかもしれないと考えていたことが窺える。もし、申立人が年金を受け取ることがあるかもしれないことを前提にすると、年金受取開始日を早目に設定し、申立人の判断で受取開始日を繰下げ（延長）ができるようにした契約も考えられ、これによって子と孫に資産を残す目的は達成できるし、特別勘定のままで運用がなされるというメリットもある。
- 従って、募集人としては、勧誘に際し、この点に配慮することもできたのではないかと思料される。